

平成16年度「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の推進について

「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づき、平成16年3月に策定した「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の着実な推進と、そのフォローアップに取り組む。

【全体スケジュール 資料2】

## 1. これまでの取り組み

### (1) 平成14年度

#### 【制度】

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）要綱 制定（H14.4.10）

県民の参画と協働の推進に関する条例 制定（H14.12.19）

平成15年度参画と協働関連施策の展開方針 策定（H15.3.31）

・平成15年度に展開する具体的施策・事業を体系的に整理したもの

#### 【主な新規施策】

- ・ひょうごボランタリープラザ（H14.6）の開設・運営
- ・美しい兵庫指標づくり 等

### (2) 平成15年度

#### 【制度】

県民の参画と協働の推進に関する条例 施行（H15.4.1）

【参考資料1】

附属機関等の委員の公募に関する指針 制定（H15.4.1）

地域づくり活動支援指針、県行政参画・協働推進計画策定（H16.3.23）

【参考資料2】

平成16年度参画と協働関連施策の展開方針

【参考資料3】

#### 【主な新規施策】

- ・地域づくり活動登録制度の創設・運用
- ・地域団体活動パワーアップ事業
- ・3広場（子どもの冒険広場、若者ゆうゆう広場、まちの子育て広場）づくり事業 等

## 2. 平成16年度での展開

### (1) 参画・協働推進専門委員会の運営

【資料3】

- ・平成15年度に引き続き、県民生活審議会に、団体・NPOの代表、公募委員、学識者等により構成される参画・協働推進専門委員会(委員14名(うち6名は臨時委員))を設置し、地域づくり活動支援や県行政の推進に関する実施状況や、今後の取り組み方向等について検討する。

#### 〔審議事項〕

- ・参画と協働の実施状況、今後の取り組み方向(年次報告、地域づくり活動の事例集の検討)
- ・具体的な支援方策やしきみ等の提案

### (2) 平成15年度年次報告の作成

【資料4】

- ・条例第11条の規定に基づき、平成15年度の展開方針に掲載した参画と協働関連施策の実施状況や今後の主な取り組み方向を明らかにするため、県民生活審議会の意見を聴きながら、年次報告を策定する。
- ・さらに、平成16年度の年次報告の作成に向けて、平成16年度に展開する参画と協働関連施策の検証とともに、平成17年度に展開すべき新たなしきみや施策の推進方向の検討を行う。

#### (年次報告)

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

(3) 地域づくり活動の事例集の作成

【資料5】

- ・県内各地で多様な主体により多彩に展開される地域づくり活動のさらなる広がりを支援するため、活動の概要や成功要因、ノウハウ等を取りまとめた事例集を編集し、これから活動する人々のきっかけづくりや活動の質の向上、活動相互の交流・連携を促進する。

(4) 参画・協働推進フォーラムの開催

【資料6】

- ・「支援指針・推進計画」の普及・啓発を図るとともに、今後の展開方策等について、県民同士、県民と県が意見交換を行うことにより、参画と協働の取り組みの浸透・定着を図る。

開催単位：各県民局（10カ所）

実施時期：平成16年4月～

開催方法：各県民局の特性を生かして開催

想定規模：100人～300人程度

(5) 平成17年度参画と協働関連施策の展開方針の策定

- ・「支援指針」「推進計画」の具体化を図るため、平成17年度に展開する具体的な施策を明らかにする展開方針を策定する。

(6) 総合検証（平成17年度）の方向性の検討

- ・これらの取り組みを積み重ねながら、条例附則の規定に基づき、条例施行後3年目の平成17年度に実施予定である総合的な検証につなげる。

附則

（検証）

- 2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、必要な措置が講ぜられるものとする。